

公 告

関税法第61条の4において準用する同法第42条第2項の規定に基づき、
下記のとおり、保税工場の許可期間を更新したので、同条第3項により公告
する。

記

1 更新を認められた者の住所及び氏名又は名称

東京都千代田区大手町一丁目1番2号

ENEOS株式会社

(法人番号 : 4010001133876)

2 保税工場の名称及び所在地

ENEOS株式会社大分製油所

大分県大分市大字一の洲1番地1

3 更新した期間

自 令和8年2月1日

至 令和14年1月31日

令和8年1月9日

門司税関長 弓削 州司